

第57期



定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月20日(土曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所 東京都府中市若松町一丁目38番地の1
当社 本社ビル3階 会議室
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

議決権行使期限

2020年6月19日(金曜日)
午後5時30分まで

● 目的事項

報告事項

- 第57期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第57期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

● 目 次

第57期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	30
株主総会参考書類	35

<新型コロナウイルス感染防止への対応について>

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。

ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用もご検討ください。

ご来場の際には、マスク着用し、アルコール消毒液のご使用について、ご協力をお願いいたします。ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

株主総会の運営スタッフは、マスク着用(一部については手袋着用)で対応させていただきます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにお知らせいたします。

<https://www.sundrug.co.jp/>

今年度は、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 **サンドラッグ**

証券コード：9989

株 主 各 位

東京都府中市若松町一丁目38番地の1

株式会社サンドラッグ

代表取締役社長 貞方 宏司

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、いずれの場合でも、2020年6月19日（金曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月20日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 東京都府中市若松町一丁目38番地の1
当社 本社ビル3階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

株主総会へのご出席にあたっては、株主総会開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の見合わせも含め、ご検討くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

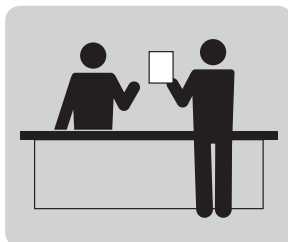
なお、招集通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては法令及び当社定款第14条に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sundrug.co.jp/>）に掲載いたしておりますので、本招集ご通知には掲載いたしていません。

また、事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

- 議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

株主総会にご出席いただける場合

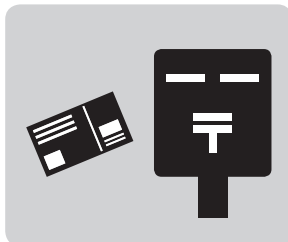


議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。
 資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月20日（土曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合



郵 送

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権
行使期限

2020年6月19日（金曜日）午後5時30分到着分まで



インターネット

詳細は **次ページ** をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

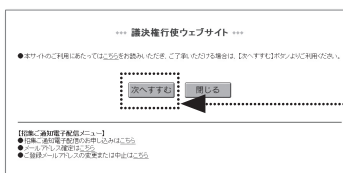
議決権
行使期限

2020年6月19日（金曜日）午後5時30分行使分まで

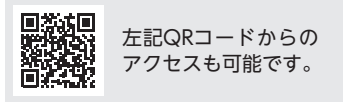
■ インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

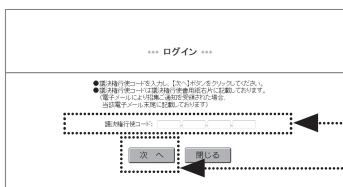


議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
または検索サイトで
「議決権行使 みずほ」を検索
で検索。



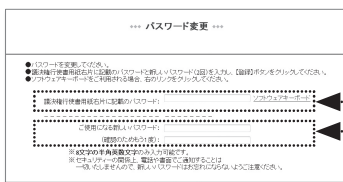
「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック。

2 ログイン



「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック。
※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片に記載されています。

3 パスワードの入力



パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主様をご使用になるパスワードを登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください

ご注意

- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- ▶ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等が不明の場合は、下記にお問い合わせください。

ご利用に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-768-524

受付時間
午前9時～午後9時（土・日・休日を除く）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社「C J」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が概ね順調に推移していたものの、海外における、米中貿易摩擦・英国EU離脱問題・中東情勢混迷などによる世界景気の減速リスクを抱え、国内においては、度重なる自然災害と気候変動や消費増税等の影響による消費者マインドの下振れ変化に加えて、新型コロナウイルス流行拡大による自粛ムードの広がりインバウンド需要が急速に減退し、先行きは極めて不透明な状況となっております。

当業界におきましては、物流費・人件費の上昇、販売チャネルの多様化、同業他社との出店・価格競争に加え、他業種からの参入やM&Aも大型化するなど、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き、「安心・信頼・便利の提供」をキーワードに、専門性を一層高め、お客様に必要なかつ期待される質の高い出店、サービスレベルの向上、プライベートブランド商品の拡充開発、新業態開発、店舗改装による品揃えの充実など積極的に取り組むとともに、IT・デジタル化等活用した一層の効率化による「ローコストオペレーション」の推進など活性化を図ってまいりました。

当連結会計年度の当社グループ全体の出店などの状況は、53店舗（フランチャイズ店4店舗の出店を含む）を新規出店し、5店舗のスクラップ&ビルドを実施いたしました。また、125店舗で改装を行い、32店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、当連結会計年度末の当社グループ全体の店舗数は、ドラッグストア事業876店舗（直営店660店舗、(株)星光堂薬局66店舗、(株)サンドラッグプラス59店舗、(株)サンドラッグファーマシーズ27店舗、フランチャイズ店64店舗）、ディスカウントストア事業292店舗（ダイレックス(株)292店舗）の合計1,168店舗となりました。

当連結会計年度の業績は、売上高6,177億69百万円（前期比5.1%増）、営業利益366億4百万円（同3.9%増）、経常利益371億59百万円（同3.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益236億92百万円（同1.0%減）となりました。

セグメント業績等の概要は次のとおりであります。

<ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業は、自然災害と天候不順による季節商材の不振及び消費増税後の反動減などに加え、新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンド需要の急激な大幅減少などのマイナス要因がありました。他方、消費増税前の駆け込み需要、新型コロナウイルス感染症予防対策商品や巣籠もり生活必需品などの需要増もあり、また、積極的な店舗改装による品揃えの拡充やさまざまな販売促進企画の実行等により、売上高が前年比増加いたしました。経費面につきましては、業務や体制の見直しによる効率化と生産性向上を推進し、一層の経費の削減に努めました。

なお、ドラッグストア事業の出店などの状況は、33店舗（フランチャイズ店4店舗の出店を含む）を新規出店し、4店舗のスクラップ&ビルドと95店舗を改装したほか、27店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ドラッグストア事業の売上高は4,274億99百万円（前期比4.0%増）、営業利益は276億42百万円（同0.8%増）となり、増収・増益となりました。

<ディスカウントストア事業>

ディスカウントストア事業は、ドラッグストア事業同様、自然災害・天候不順による季節商材の不況及び消費増税後の反動減がありましたが、消費増税前の駆け込み需要、新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活必需品や食料品などの需要拡大もあり、更に積極的な店舗改装や医薬品、食料品などの販促強化により、売上高が前年比増加いたしました。経費面では、生産性向上など業務の一層の合理化・効率化を図るなど引き続き経費の削減に努めました。

なお、ディスカウントストア事業の出店などの状況は、20店舗を新規出店し、1店舗のスクラップ&ビルドと30店舗を改装したほか、5店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ディスカウントストア事業の売上高は2,300億10百万円（前期比7.7%増）、営業利益は89億62百万円（14.9%増）となり、増収・増益となりました。

② 企業集団の設備投資並びに資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は136億68百万円であります。その主なものは、新規出店53店舗、スクラップ&ビルド5店舗及び改装125店舗などに伴うものであります。

なお、当連結会計年度中における必要資金は、自己資金で賅っております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 54 期 (2016/4~2017/3)	第 55 期 (2017/4~2018/3)	第 56 期 (2018/4~2019/3)	第 57 期 (2019/4~2020/3)
売 上 高 (百万円)	528,394	564,215	588,069	617,769
経 常 利 益 (百万円)	34,870	36,792	35,800	37,159
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	23,312	24,829	23,933	23,692
1株当たり当期純利益 (円)	197.32	212.31	204.76	202.67
総 資 産 (百万円)	220,938	246,619	262,195	284,276
純 資 産 (百万円)	136,335	154,828	171,055	186,822
1株当たり純資産額 (円)	1,165.79	1,323.88	1,462.72	1,597.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数より自己株式数を控除した株式数により算出しております。
 3. 第54期につきましては、当社は2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社サンドラッグファーマシーズ	20百万円	100%	ドラッグストア事業
株 式 会 社 星 光 堂 薬 局	90百万円	100%	ドラッグストア事業
株 式 会 社 サ ン ド ラ ッ グ プ ラ ス	10百万円	100%	ドラッグストア事業
株式会社サンドラッグ・ドリームワークス	5百万円	100%	ドラッグストア事業
ダ イ レ ッ ク ス 株 式 会 社	3,369百万円	100%	ディスカウントストア事業

(注) (株) サンドラッグファーマシーズは、2020年4月1日付にて、当社が吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、世界中の経済・社会活動に与える影響の長期化も懸念され、厳しい状況が続くものと想定されます。また、国内の少子高齢化は一層進み、お客様の健康に対するニーズ等は、年々一層高まっていくものと考えております。一方、国民所得の上昇は難しく、節約志向が強まり、低価格でより良い商品の需要はより一層高まっております。ドラッグストア業界においては、上位企業による積極的な出店、大型M&Aなどの動きに加え、店舗当りの商圏人口が年々減少しており、更に厳しい経営環境になるものと予想されます。

このような状況を踏まえ、当社グループは全国店舗展開の拡大強化に向け一層の新規出店、他業種を含めた提携やフランチャイズの拡大、M&Aの推進並びに通信販売及び調剤事業の拡大を図ってまいります。

また、高齢化社会を見据えて更なる専門性を高めた、お客様に必要とされる質の高い店作り、プライベートブランド商品開発、店舗改装による品揃えの充実、そして各種業務におけるIT・デジタルやビッグデータの活用による仕組み作りなどに取り組み「ローコストオペレーション」の進化を図り、競合他社をはじめ他業種との差別化を図ってまいります。

これらに基づき、下記対処してまいります。

- ① 店舗オペレーション及び物流網の効率化、また情報システムの強化・活用を図ります。
- ② 更なる店舗数・規模拡大に対応すべく、店舗開発要員や薬剤師をはじめ専門性ある多様な人材確保や資質強化に向けて、社員教育に一層注力し、合わせて、さまざまな就労形態の導入など働く環境の更なる向上に努めてまいります。
- ③ 高齢化社会を見据え、調剤併設店及び単独調剤薬局の事業拡大を行うとともに、「健康サポート薬局」への対応や「かかりつけ薬剤師」の育成など薬剤師の更なるレベルアップを図ります。
- ④ 国内に限らず、海外販売も含めたインターネット販売の強化のため、EC物流拠点の立ち上げなど体制作りの強化をいたします。
- ⑤ 価格訴求のプライベートブランド（PB）商品のアイテム拡充とともに更なる高付加価値PB商品の開発の拡大などにより、品揃えの一層の充実を図ります。
- ⑥ 小商圏化に対応するため、OTC及び化粧品販売員の養成に力を注ぎ、接客強化及び顧客満足度向上をめざしてまいります。
- ⑦ 小商圏型対応のディスカウント業態ダイレックスの東日本での拡大を図ります。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症対策については、お客様・従業員の安全衛生確保や健康への配慮を最優先に、刻々と変化する状況に対し迅速かつ適切に対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、薬局の経営並びに医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売及び卸売の事業を行っております。

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

北海道	59店舗	京都府	12店舗
青森県	4店舗	大阪府	55店舗
秋田県	7店舗	兵庫県	31店舗
岩手県	6店舗	奈良県	8店舗
宮城県	14店舗	和歌山県	5店舗
山形県	4店舗	鳥取県	7店舗
福島県	15店舗	島根県	5店舗
新潟県	68店舗	岡山県	10店舗
群馬県	8店舗	広島県	15店舗
栃木県	13店舗	山口県	15店舗
茨城県	12店舗	徳島県	12店舗
埼玉県	62店舗	香川県	11店舗
千葉県	40店舗	愛媛県	10店舗
東京都	166店舗	高知県	4店舗
神奈川県	62店舗	福岡県	76店舗
山梨県	24店舗	佐賀県	22店舗
長野県	7店舗	長崎県	28店舗
静岡県	13店舗	熊本県	38店舗
岐阜県	2店舗	大分県	20店舗
愛知県	60店舗	宮崎県	23店舗
三重県	7店舗	鹿児島県	27店舗
滋賀県	7店舗	沖縄県	10店舗
		フランチャイズ	64店舗

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ドラッグストア事業	3,852名 (4,295名)	183名 (5名)
ディスカウントストア事業	1,389名 (4,590名)	74名 (645名)
合計	5,241名 (8,885名)	257名 (650名)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,112名 (3,748名)	134名 (△19名)	33歳 11ヶ月	8年7ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 536,000,000株
- ② 発行済株式の総数 119,331,184株 (自己株式を含む)
- ③ 株主数 10,619名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 イ リ ユ ウ 商 事	43,776	37.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,535	4.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,263	3.65
多 田 直 樹	3,112	2.66
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	2,977	2.55
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 6 3 2	2,248	1.92
多 田 高 志	2,200	1.88
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,759	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,508	1.29
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 1 0 3	1,332	1.14

- (注) 1. 当社は自己株式 (2,431千株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数
291個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式29,100株（新株予約権1個につき100株）
- ・取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者
取締役 (社外取締役を除く)	第1回 (1株当たり1円)	2012年8月13日 ～2042年8月12日	76個	2人
	第2回 (1株当たり1円)	2013年8月12日 ～2043年8月11日	48個	2人
	第3回 (1株当たり1円)	2014年8月11日 ～2044年8月10日	36個	2人
	第4回 (1株当たり1円)	2015年8月11日 ～2045年8月10日	26個	2人
	第5回 (1株当たり1円)	2016年8月11日 ～2046年8月10日	20個	2人
	第6回 (1株当たり1円)	2017年8月10日 ～2047年8月9日	22個	3人
	第7回 (1株当たり1円)	2018年8月10日 ～2048年8月9日	19個	3人
	第8回 (1株当たり1円)	2019年8月10日 ～2049年8月9日	44個	4人

(注) 1. 新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりであります。

- ・新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
 - ・その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第1回から第5回の新株予約権等に関する事項につきましては、株式分割調整後の数を記載しております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会	才津達郎	ダイレックス(株) 代表取締役副会長
代表取締役 社	貞方宏司	ダイレックス(株) 取締役
取締役	多田直樹	当社 管理本部長 (株)イリュウ商事 代表取締役会長 (株)フォレストモール 代表取締役会長
取締役	多田高志	ダイレックス(株) 代表取締役社長 (株)イリュウ商事 非業務執行取締役
社外取締役	杉浦宣彦	中央大学大学院戦略経営研究科 教授 (博士 (法学)) 金融庁 多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会 メンバー
社外取締役	藤原謙次	(株)カカクコム 取締役 (株)デジタルガレージ 社外取締役
社外取締役	松本正人	SBSホールディングス(株) 社外監査役
社外常勤監査役	山下和稔	
社外監査役	小澤哲郎	弁護士法人小澤総合法律事務所代表 (弁護士) 東京都中央区情報公開・個人情報保護審査会委員
社外監査役	篠原一馬	新創監査法人 社員 (公認会計士)

- (注) 1. 取締役の杉浦宣彦氏、藤原謙次氏及び松本正人氏は、社外取締役であり、監査役の山下和稔氏、小澤哲郎氏及び篠原一馬氏は、社外監査役であります。
2. 各社外取締役及び各社外監査役並びにそれぞれの兼職先と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、上記の社外取締役全員及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山下和稔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小澤哲郎氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役篠原一馬氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 当事業年度中の異動は、次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日付
多田直樹	取締役管理本部長	取締役非業務執行	2019年4月1日
才津達郎	代表取締役会長	代表取締役会長兼社長	2019年5月1日
貞方宏司	代表取締役社長	取締役	2019年5月1日
岡本昌夫	(任満了に伴う退任)	社外常勤監査役	2019年6月22日
山下和稔	社外常勤監査役	(第56期定時株主総会にて新たに選任され就任)	2019年6月22日

② 取締役及び監査役の報酬等の総額（金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬		
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (うち社外取締役)	158 (16)	116 (16)	33 (-)	8 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13 (13)	13 (13)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	171 (29)	129 (29)	33 (-)	8 (-)	11 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社役員の報酬等は、当社からの支給のみであり、連結子会社からの報酬はありません。
3. 社外監査役への支給員数4名には、2019年6月22日の定時株主総会終結時に任期満了退任した監査役1名を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与・賞与は含まない。）と決議いただいております。
また別枠で、2012年6月23日開催の第49期定時株主総会において、取締役（ただし、社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額として、当社普通株式の新株予約権年額30百万円（且つ12,000株）以内と決議いただいております。なお、役員退職慰労金制度は、2012年6月23日に廃止いたしました。
5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役杉浦宣彦氏は、中央大学大学院教授であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・取締役藤原謙次氏は、(株)カカクコム取締役及び(株)デジタルガレージの社外取締役であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・取締役松本正人氏は、SBSホールディングス(株)の社外監査役であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役小澤哲郎氏は、弁護士法人小澤総合法律事務所の代表（所長）であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役篠原一馬氏は、新創監査法人の社員であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	杉浦宣彦	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、議案・審議につき、大学院教授（法学博士）としての豊富な経験に基づき経営上有用な発言を行いました。
取締役	藤原謙次	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、議案・審議につき、経験豊富な経営者の観点から経営上有用な発言を行いました。
取締役	松本正人	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、議案・審議につき、経験豊富な経営者の観点から経営上有用な発言を行いました。
監査役	山下和稔	2019年6月22日社外監査役に選任・就任以降開催の取締役会10回及び監査役会10回のすべてに出席し、金融機関経験や他社の常勤監査役経験に基づき、法令・会計・内部統制の観点から、議案・審議について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	小澤哲郎	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	篠原一馬	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会14回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人 35百万円

ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

EY新日本有限責任監査法人 46百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が会計監査人の報酬について同意した理由

監査役会は、過年度における、取締役会、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手並びに報告を受け、会計監査人の監査計画や監査時間の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、当事業年度の監査計画及び他社の監査報酬実態を比較検討のうえ報酬額の妥当性を審議した結果、会計監査人の報酬額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、ストックオプションの発行に関する助言業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスの推進については、別途定める「コンプライアンス規程」に基づき、グループ全社の役員及び使用人等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修を通じ指導する。そして、業務監査室が統制状況を監査する。
また、相談・通報体制を設置し、コンプライアンス違反に気づいたグループ全社の役員及び使用人等並びにこれらの者から報告を受けた者は、「コンプライアンス規程」及び別途定める「公益通報者保護規程」に基づき対応する体制とする。
なお、グループ各社は、内部通報制度により得た情報を速やかに当社の管理部長宛に報告することとし、当社グループ全体での業務の適正な遂行を確保するものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、別途定める「文書保存規程」及び「情報システム管理規程」に従う運営体制とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、別途定める「リスク管理規程」に従い、グループ全体の危機管理を運営する体制とする。
なお、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「リスク管理規程」に従い「対策本部」を設置し、グループ全体として対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
業務監査室による実地監査や社外役員からの客観的効率性監視活動を反映し、定時取締役会にて、グループ全社の経営効率を検証する体制とする。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社からグループ各社に、取締役または監査役等を派遣し、各社の業務運営を定常的に監督する。
当社の事前承認を原則とする旨などを規定した「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。
グループ各社は、法令を遵守し、「当社の理念や指針」及び「関係会社管理規程」や当社に準じた「諸規程」を基礎として行動、運営及び管理し、コンプライアンス、リスク管理などの内部統制システムの運用状況や実績を、「関係会社管理規程」に基づき、毎年定期的に当社取締役会に報告する体制とする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その員数及び人選については、監査役の要請に基づき検討し決定することとする。
また、当該使用人は、監査役の要請に基づき、グループ全社のいずれの会議にも出席できるものとし、グループ全社のいずれの部署もそれに協力しなければならない体制とする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属することとし、その使用人の考課・異動等を行う場合は、予め監査役に相談の上決定することとする。
- ⑧ 取締役や使用人及び子会社の役員や使用人、並びに、これらの者から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
グループ全社の役員及び使用人等は、監査役が出席する「取締役会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「部門長会議」等の主要会議にて業務執行状況や財務状況の報告をするとともに、随時、面談・イントラネットなどのメール等や社内通達等を活用し、法令・定款違反やその他業務執行に関する重要事項及び監査役の随時請求事項等につき、監査役へ迅速・的確に報告する運営体制とする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役等は、監査役や会計監査人と経営方針・課題・リスクのほか、監査環境等について意見交換をする。

グループ全社の役員及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要に応じて業務監査室に調査を求めることができ、また会計監査人・顧問弁護士等に相談できるものとし、その費用及び監査役職務執行について生じる費用は会社が負担するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（期間2019年4月1日～2020年3月31日）

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み

・取締役会は、期末現在取締役7名(うち社外3名)及び社外監査役3名出席のもと、事前資料配布・説明や活発な意見・発言を求め、また、毎年実施の自己評価も踏まえた「取締役会の実効性に関する評価アンケート」に基づく意見交換による改善など、更なる客観的・合理的判断を確保するための充実した審議と透明性・適正性・効率性の確保に向けての運営に努めております。

② 使用人等の職務の適正性に関する取り組み（コンプライアンス・リスク管理について）

・取締役及び従業員へのコンプライアンスへの理解を深め、職務執行を適正に行う体制づくりに向け、コンプライアンスの推進研修として、①幹部研修から新入社員研修までの全ての研修において「企業の理念」「行動指針」項目を、②階層別毎の研修において「各種法令・規則」項目を、そして③店長会議や業務部門毎の会議においても「業法等の改正含む法令」項目を導入し実施いたしました。

また、役員及び幹部社員を対象に、当社社外取締役（中央大学大学院戦略経営研究科教授【法学博士】講師）によるコンプライアンス研修を実施いたしました。

・社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を実施し、新たに想定されるコンプライアンス、リスクや業務の適正・効率化に向け対応するとともに、それぞれの職場で活かすべくコンプライアンス管理、リスク管理に関する情報共有及び管理強化の取り組みを行いました。

また、「コンプライアンスマニュアル」の改訂見直しを実施いたしました。

・業務監査室による本部・店舗等を対象にモニタリングを行い、結果報告とともに改善も提案する毎月の「業務監査会議」と四半期毎の「財務報告に係る検証実績コミット会議

(社長含む)」を実施し、定期的に取り締役会と監査役会に報告いたしました。

・震災等のリスク軽減・回避に向け、例年どおり、全国にて、地震・津波・消防の訓練と安否確認訓練を実施いたしました。

また、新型コロナウイルスリスク対応として、毎朝出勤前検温、時差等出勤調整、会議・研修数を最小限に且つウェブ等活用、小学校等臨時休校に伴う保護者休暇制度新設に加え、店舗において、レジに遮断用透明ビニール設置及びソーシャルディスタンス（フィジカルディスタンス）推進など実施いたしました。

③企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社から子会社各社へ取締役あるいは監査役を派遣のうえ、当社による事前稟議承認制度を採用し、「関係会社管理規程」に基づく運営により、子会社各社を定常的に監督いたしました。
- ・内部通報制度は、グループ各社の体制を統一化し運営を行っております。
なお、内部通報先として、弁護士事務所を追加いたしました。
- ・当社社長を含む取締役出席のもと、全部門毎及び子会社毎に、業務実績とともに業務運営課題・計画についての相互確認・意見交換する「業務推進・報告（コミット）会議」を四半期毎に実施し、グループ業務運営の適正確保と活性化に努めました。

④実効的監査を確保するための体制

- ・常勤監査役は、「取締役会」、「業務監査会議」、「部門長会議」、「業務推進・報告（コミット）会議」や「コンプライアンス・リスク管理委員会」など重要会議に出席するとともに、当社及びグループ会社の稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、代表取締役の会長及び社長と定期的に、そして業務監査室と毎月「情報・意見交換会」を実施、また会計監査人との情報・意見交換をとおして連携を図り、更に、物流センター・事業所等往査を実施し、監査の実効性を高め業務の適正性確保に取り組みました。当該結果内容を毎月開催の監査役会に報告し、監査役間の意見交換や情報共有を行いました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	181,187	流動負債	90,417
現金及び預金	80,699	買掛金	64,694
売掛金	14,810	未払法人税等	6,677
商品	68,843	ポイント引当金	3,588
原材料及び貯蔵品	80	その他	15,457
未収入金	13,078	固定負債	7,036
その他	3,694	退職給付に係る負債	1,357
貸倒引当金	△20	資産除去債務	3,580
固定資産	103,089	再評価に係る繰延税金負債	19
有形固定資産	58,193	その他	2,079
建物及び構築物	73,328	負債合計	97,454
土地	8,099		
その他	40,091	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△63,325	株主資本	190,112
無形固定資産	5,130	資本金	3,931
のれん	30	資本剰余金	7,414
その他	5,099	利益剰余金	182,744
投資その他の資産	39,765	自己株式	△3,977
投資有価証券	369	その他の包括利益累計額	△3,356
長期貸付金	7,019	その他有価証券評価差額金	31
繰延税金資産	5,915	土地再評価差額金	△3,260
敷金及び保証金	23,483	退職給付に係る調整累計額	△127
その他	2,982	新株予約権	65
貸倒引当金	△5	純資産合計	186,822
資産合計	284,276	負債純資産合計	284,276

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		617,769
売上原価		463,150
売上総利益		154,618
販売費及び一般管理費		118,013
営業利益		36,604
営業外収益		
受取利息	129	
受取配当金	7	
受取手数料	51	
固定資産受贈益	212	
その他	168	569
営業外費用		
支払利息	8	
その他	5	14
経常利益		37,159
特別利益		
違約金収入	0	
課徴金還付額	101	
国庫補助金	52	
その他	59	213
特別損失		
固定資産除却損	173	
賃貸借契約解約損	72	
減損損失	2,123	
固定資産圧縮損	51	
その他	304	2,724
税金等調整前当期純利益		34,648
法人税、住民税及び事業税		11,861
法人税等調整額		△905
当期純利益		23,692
親会社株主に帰属する当期純利益		23,692

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,931	7,409	166,883	△3,988	174,236
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△7,832	-	△7,832
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	23,692	-	23,692
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	5	-	10	16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	5	15,860	10	15,876
当期末残高	3,931	7,414	182,744	△3,977	190,112

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	83	△3,260	△76	△3,253	73	171,055
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△7,832
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	23,692
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	-	16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△52	-	△50	△102	△7	△109
当期変動額合計	△52	-	△50	△102	△7	15,766
当期末残高	31	△3,260	△127	△3,356	65	186,822

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	143,376	流動負債	63,477
現金及び預金	62,631	買掛金	48,733
売掛金	24,267	リース債務	34
商品	40,285	未払金	3,533
原材料及び貯蔵品	139	未払費用	2,843
前渡金	55	未払法人税等	4,267
前払費用	2,065	前受金	231
未収入金	12,223	預り金	582
その他	1,745	前受収益	6
貸倒引当金	△36	ポイント引当金	2,799
固定資産	70,673	その他	444
有形固定資産	25,043	固定負債	4,980
建物	32,461	リース債務	113
構築物	2,845	退職給付引当金	683
車両運搬具	12	再評価に係る繰延税金負債	19
工具、器具及び備品	21,237	資産除去債務	1,944
土地	3,891	その他	2,219
リース資産	348	負債合計	68,458
建設仮勘定	11		
減価償却累計額	△35,764	純資産の部	
無形固定資産	4,930	株主資本	148,772
借地権	3,269	資本金	3,931
商標権	0	資本剰余金	7,414
ソフトウェア	1,608	資本準備金	7,409
その他	51	その他資本剰余金	5
投資その他の資産	40,699	利益剰余金	141,404
投資有価証券	79	利益準備金	256
関係会社株式	11,943	その他利益剰余金	141,148
出資金	2	別途積立金	86,750
長期貸付金	7,189	繰越利益剰余金	54,398
長期前払費用	1,017	自己株式	△3,977
繰延税金資産	3,475	評価・換算差額等	△3,246
敷金及び保証金	16,292	その他有価証券評価差額金	13
その他	709	土地再評価差額金	△3,260
貸倒引当金	△9	新株予約権	65
資産合計	214,050	純資産合計	145,591
		負債純資産合計	214,050

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		410,433
売上原価		308,642
売上総利益		101,791
その他の営業収入		2,168
営業総利益		103,959
販売費及び一般管理費		77,732
営業利益		26,227
営業外収益		
受取利息	96	
受取配当金	4	
受取手数料	35	
固定資産受贈益	154	
その他	54	345
営業外費用		
支払利息	6	
その他	3	10
経常利益		26,561
特別利益		
違約金収入	0	
受取補償金	0	
固定資産売却益	19	
国庫補助金	9	
受取和解金	40	69
特別損失		
固定資産除却損	135	
賃貸借契約解約損	57	
減損損失	1,901	
固定資産圧縮損	9	
災害による損失	8	
関係会社株式評価損	242	
その他	—	2,353
税引前当期純利益		24,277
法人税、住民税及び事業税		8,123
法人税等調整額		△612
当期純利益		16,766

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	3,931	7,409	－	256	86,750	45,464	△3,988	139,822	
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△7,832	－	△7,832	
当期純利益	－	－	－	－	－	16,766	－	16,766	
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△0	△0	
自己株式の処分	－	－	5	－	－	－	10	16	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	
当期変動額合計	－	－	5	－	－	8,934	10	8,950	
当期末残高	3,931	7,409	5	256	86,750	54,398	△3,977	148,772	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 純 資 産 権 合 計	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	30	△3,260	△3,229	73	136,666
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△7,832
当期純利益	－	－	－	－	16,766
自己株式の取得	－	－	－	－	△0
自己株式の処分	－	－	－	－	16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△17	－	△17	△7	△24
当期変動額合計	△17	－	△17	△7	8,925
当期末残高	13	△3,260	△3,246	65	145,591

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 サンドラッグ
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正 貴 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤本 庸 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンドラッグの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンドラッグ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社サンドラッグ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正 貴 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤本 庸 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンドラッグの2019年4月1日から2020年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、物流センター及び主要な店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社サンドラッグ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 山下 和 稔 ㊟

監査役(社外監査役) 小澤 哲 郎 ㊟

監査役(社外監査役) 篠原 一 馬 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第57期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金34円といたしたいと存じます。

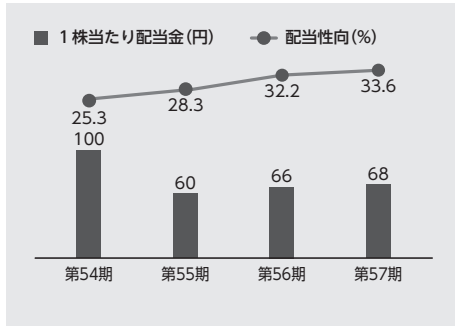
なお、この場合の配当総額は3,974,599,014円となります。

これにより、中間配当金34円を含めました当期の年間配当金は、1株につき、前期に比べ2円増配の68円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日（月曜日）といたしたいと存じます。

(ご参考)



なお、第55期の2017年4月1日付にて、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	属性
1	さい つか かつ ろう 才 津 達 郎	代表取締役会長	再任
2	さだ かた ひろ し 貞 方 宏 司	代表取締役社長	再任
3	た だ なお き 多 田 直 樹	取締役	再任
4	た だ たか し 多 田 高 志	取締役	再任
5	すぎ うら のぶ ひこ 杉 浦 宣 彦	社外取締役	再任 社外 独立
6	まつ もと まさ と 松 本 正 人	社外取締役	再任 社外 独立
7	つじ とも こ 辻 智 子	—	新任 社外 独立

再任 … 再任取締役候補者

新任 … 新任取締役候補者

社外 … 社外取締役候補者

独立 … 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	さい つ たつ ろう 才 津 達 郎 (1948年3月31日生) 所有する当社株式の数 200,000株 再任	1973年 4月 当社入社 1976年 7月 当社取締役営業部長 1985年 4月 当社常務取締役 1987年 11月 当社専務取締役 1993年 6月 当社代表取締役専務 1994年 10月 当社代表取締役社長 2013年 8月 当社代表取締役会長 2018年 8月 当社代表取締役会長兼社長 2019年 5月 当社代表取締役会長 (現任) [重要な兼職の状況] 重要な兼職はありません。
[取締役候補者とした理由] 才津達郎氏は、1994年10月より最高経営責任者として、経営の指揮及び監督を適切に行い、長年に亘り経営トップとしての手腕を発揮し、業界トップクラスの企業に成長させてまいりました。また、これまでの豊富な業務経験と経営全般に関する高い知見と能力を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。		
2	さだ かた ひろ し 貞 方 宏 司 (1970年9月27日生) 所有する当社株式の数 14,000株 再任	1989年 3月 当社入社 2001年 4月 当社経営企画室課長 2003年 1月 当社営業第二部次長 2004年 4月 当社営業第二部長 2005年 4月 当社執行役員営業第二部長 2008年 6月 当社取締役営業第二部長 2009年 12月 当社取締役 2019年 5月 当社代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] ダイレックス株式会社代表取締役会長 (2020年6月就任予定)
[取締役候補者とした理由] 貞方宏司氏は、2014年6月より重要子会社であるダイレックス株式会社の代表取締役社長を、2019年5月より当社代表取締役社長を務め、経営トップとしての手腕を発揮しております。また、これまでの豊富な業務経験と経営・管理監督全般に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	<p style="text-align: center;">た だ な お き 多 田 直 樹 (1962年11月13日生)</p> <p>所有する当社株式の数 3,112,000株</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">再任</p>	<p>1990年 5月 当社入社 1995年 4月 当社経営企画室課長 2001年 3月 当社退社 2001年 6月 当社取締役 2019年 4月 当社取締役管理本部長（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社イリュウ商事代表取締役会長 株式会社フォレスト代表取締役会長 株式会社星光堂薬局取締役</p>
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>多田直樹氏は、2001年6月より非業務執行取締役、2019年4月より取締役管理本部長として経営に従事し、その役割・責務を果たしてまいりました。当社在籍時のさまざまな業務経験や他の会社の代表取締役社長・会長などを歴任し、企業経営トップとしての経営全般に関する高い知見を有していることから、取締役会機能強化並びに当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
4	<p style="text-align: center;">た だ たか し 多 田 高 志 (1969年3月10日生)</p> <p>所有する当社株式の数 2,200,000株</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">再任</p>	<p>1992年4月 株式会社イトーヨーカ堂入社 1996年10月 当社入社 2001年3月 株式会社イリュウ商事取締役 (非業務執行取締役現任)</p> <p>2001年4月 当社商品部情報課長 2003年1月 当社商品部仕入課長 2005年5月 当社経営企画室課長 2006年12月 同上退職 2007年1月 株式会社やまきSC開発 (現株式会社フォレストモール) 専務取締役 2009年6月 株式会社フォレスト (現株式会社フォレストモール) 代表取締役社長 2014年4月 株式会社シーズリテイル (現株式会社シーズワン) 代表取締役社長 2017年3月 同上退任 2017年6月 当社取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社イリュウ商事取締役 ダイレックス株式会社代表取締役社長</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 多田高志氏は、1996年10月当社入社以降、幅広い業務を遂行し、当社退職後は、企業経営に従事し、経営全般に関する高い知見を有していることから、当社取締役会機能強化並びに当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
5	<p style="text-align: center;">すぎ うら のぶ ひこ 杉 浦 宣 彦 (1966年2月7日生)</p> <p>所有する当社株式の数 株</p> <p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </p>	<p>1989年4月 香港上海銀行入社 2001年8月 金融庁総務企画局政策課金融研究研修センター研究官 2004年3月 中央大学大学院法学研究科民事法専攻博士後期課程修了(博士(法学)) 2006年4月 J P モルガン証券株式会社 シニアリーガルアドバイザー 2008年4月 中央大学大学院戦略経営研究科教授(現任) 2014年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 金融庁 多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会メンバー</p>
<p>[社外取締役候補者とした理由] 杉浦宣彦氏は、大学院教授及び法学博士として、企業経営戦略及びコンプライアンスに関する豊富な研究経験を有し、中立的かつ客観的立場から、当社の経営全般に関し、有用な助言・提言を行い、また取締役会の意思決定や監督機能の強化の役割を果たしております。引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	<p style="text-align: center;">まつ もと まさ と 松 本 正 人 (1957年1月11日生)</p> <p>所有する当社株式の数 一 株</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1979年 4 月 野村証券投資信託販売株式会社入社 2002年 9 月 三菱証券株式会社（現 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社）執行役員 2010年 5 月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員大阪支店長 2012年 6 月 同社専務取締役 2013年 6 月 同社代表取締役副社長 2015年 6 月 同社代表取締役副社長 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 2016年 6 月 M U S ビジネスサービス株式会社代表取締役会長 2017年 7 月 S B S ホールディングス株式会社顧問 2018年 6 月 当社社外取締役（現任） 2019年 6 月 S B S ホールディング株式会社社外監査役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] S B S ホールディング株式会社社外監査役</p>
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>松本正人氏は、豊富な経営経験及び幅広い見識等を有し、中立的かつ客観的立場から、当社の経営全般に関し、有用な助言・提言を行い、また取締役会の意思決定や監督の機能強化の役割を果たしております。引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
7	※ つじ とも こ 辻 智 子 (1956年8月16日生) 所有する当社株式の数 一 株 <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div>	1979年4月 味の素株式会社(中央研究所)入社 1987年2月 農学博士号(東京大学論文)取得 1988年3月 ロックフェラー大学博士研究員 1988年12月 ペンシルバニア州立大学博士研究員 1989年12月 財団法人相模中央化学研究所入所(研究班長) 1999年5月 株式会社ファンケル(中央研究所)入社 2005年6月 同社取締役執行役員(総合研究所長) 2008年7月 日本水産株式会社顧問 2009年3月 同社生活機能科学研究所長 2015年5月 同社研究学術顧問(非常勤) 株式会社吉野家ホールディングス執行役員 (グループ商品本部素材開発部長) 2019年3月 株式会社吉野家ホールディングス執行役員 (グループ商品本部副本部長 兼 素材開発部長)(現任) 株式会社日本オーストリッチファーム代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社吉野家ホールディングス執行役員
[社外取締役候補者とした理由] 辻智子氏は、各企業等において、農学博士として商品素材の研究開発をはじめ小売業の経営にも携わり、経営全般に関する知見を有しており、当社においても、多角的視点からのグループの業務開発や経営戦略推進はじめ経営全般に関し、有用な助言・提言をいただき、独立した、中立的かつ客観的立場で当社取締役会の意思決定や監督機能の強化に貢献いただけると判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 取締役候補者多田直樹氏は、株式会社イリュウ商事及び株式会社フォレストモールの代表取締役会長を兼務しております。取締役候補者多田高志氏は、株式会社イリュウ商事の非業務執行取締役就任しております。株式会社イリュウ商事は当社の筆頭株主であり、当社と株式会社フォレストモールとの間には不動産賃貸借取引が、同じく株式会社イリュウ商事の子会社株式会社シーズワンとの間には不動産賃貸借取引と商品取引があります。なお、多田直樹氏と多田高志氏とは兄弟であります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 杉浦宣彦及び松本正人の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. ※印の辻智子氏は、新任の社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の在任期間について
 ・杉浦宣彦氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
 ・松本正人氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏が社外取締役に選任された場合、定款の定めに基づき、当社と杉浦宣彦及び松本正人の両氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を

- 継続し、また、辻智子氏との間で、同じ責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
7. 杉浦宣彦、松本正人及び辻智子の3氏が社外取締役を選任された場合、杉浦宣彦及び松本正人の両氏は引き続き東京証券取引所の定める独立役員に、辻智子氏は独立役員として同取引所に提出し独立役員になる予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役の小澤哲郎及び篠原一馬の両氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社株式数	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
1	<p>お ざわ てつ ろう 小 澤 哲 郎 (1958年11月30日生)</p> <p>所有する当社株式の数 一 株</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1987年 4月 東京弁護士会入会 矢吹法律事務所入所 1993年 5月 オッペンホフ&レドラー法律事務所（ドイツケルン市）入所 1997年 6月 ケルン大学法学部修士課程修了 2002年 4月 弁護士法人小澤総合法律事務所代表（現任） 2012年 6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 弁護士法人小澤総合法律事務所代表 人権擁護委員 東京都中央区情報公開・個人情報保護審査会委員 東京都中央区行政不服審査会委員</p>
	<p>[社外監査役候補者とした理由] 小澤哲郎氏は、弁護士として、法律等に関する専門知識を有し、引き続き、客観的、中立的な監査職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。</p>	
2	<p>しの はら かず ま 篠 原 一 馬 (1963年6月28日生)</p> <p>所有する当社株式の数 一 株</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1998年10月 公認会計士登録 2001年 1月 新創監査法人入所 2007年 4月 新創監査法人社員就任（現任） 2012年 6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 新創監査法人 社員（公認会計士）</p>
	<p>[社外監査役候補者とした理由] 篠原一馬氏は、公認会計士として、会計等に関する専門知識を有し、引き続き、客観的、中立的な監査職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小澤哲郎及び篠原一馬の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の在任期間について
・小澤哲郎氏は現在当社の社外監査役であり、在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
・篠原一馬氏は現在当社の社外監査役であり、在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

4. 小澤哲郎及び篠原一馬の両氏が社外監査役に選任された場合、定款の定めに基づき、当社と両氏それぞれとの間で、引き続き、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 小澤哲郎及び篠原一馬の両氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が社外監査役に選任された場合、引き続き、独立役員となる予定であります。
6. なお、再任は、再任監査役候補者、社外は社外監査役候補者、独立は東京証券取引所の定める独立役員である監査役候補者であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

当社 本社ビル3階 会議室

電話 042-369-6211 (代表)



●京王線 東府中駅北口下車 徒歩7分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。